

給付金の支給手続き

I 「支給のお知らせ」が届いた世帯（**手続は不要**）

- 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- **令和5年7月下旬頃から順次**、浜田市において、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（5万円 / 1世帯）を支給した口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※ 給付金の支給を希望しない場合は「**受給拒否届出書**」を、振込口座に変更がある場合は「**支給口座登録等届出書**」を、**令和5年7月20日まで**に返送してください。

II 「確認書」が届いた世帯（**手続が必要**）

- 対象となる世帯には、浜田市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 内容を確認後、必要事項を**記入して返信してください**。



【確認・記入事項】

- ① 世帯主の氏名、確認日（確認書記入日）、連絡先電話番号
- ② 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと等のチェック
- ③ 振込を希望する口座情報

※別途添付書類が必要な場合があります。

III 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯（**家計急変世帯**）

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から申請日の属する月の前月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（一例） 住民税非課税となる年間給与収入の目安（浜田市の場合）

単身の場合：93万円以下、2人世帯の場合：137万8千円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに下記お問い合わせ窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

! あらかじめ収入が減少することが明らかな月を対象月として給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

お問い合わせ

浜田市健康福祉部 地域福祉課
電力・ガス・食料品等価格高騰
重点支援給付金 担当窓口（東分庁舎1階）

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地



0855-25-9119

受付時間 平日 8:30~17:15



「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。